

マルクス・レーニン主義通信

軍拡競走を激化する帝国主義と闘い

内戦——社会主義革命の途を切り拓け

ウイリアムズバーグ・サミットは、今日の支配者どもが、経済政策においてまったく解決能力を失していることを、又しても明らかにした。同時に、核軍拡を謳う「異例の」政治声明が出され、中曾根がレーガンの「パートナード」としてふるまつたことに示されるよう、帝国主義的政治の、その継続たる帝国主義戦争に向っての突進、その一環としての日帝の新段階—侵略と反動の質・量両面にわたる激化をも、それは明白にしたのであつた。

ウイリアムズバーグ・サミットの意義

五月三十日に閉幕したウイリアムズバーグ・サミットは、「西側の結束」を前面に出し、「政治サミット」を浮き彫りにした。いつものように出された「ウイリアムズバーグ宣言」は、「インフレなき持続的成長」が合言葉であったが、各国の批判的であつた米国の高金利、財政赤字については、冒頭の「米国景気が回復さえすれば財政赤字問題は解決しよう」とのレーガン発言によつて批判は封せられ、極めて一般的な表現に終つてゐる。しかしそれは、二九日のリーガン財務長官の「現在の金利水準に耐えられないのは欧州各国で、米国は今までも景気回復は実現できる」、「財政赤字と高金利はほとんど関連がない」、「他国が米国の財政赤字をどうこういうのは内政干渉だ」という開き直りに示されるように、深刻な対立を内包しているのである。

又、最大の争点とされた国際通貨制度改革や対ソ経済政策の問題については、各国の妥協によってまとめられ、課題はすべて先送りされたのであつた。

宣言の「経済回復の明りような兆し」という表現とは裏腹に、先進国だけで三千二百万人の失業者（初回サミット時の二倍）だけからも不況の持続は明らかであり、諸強間の対立・抗争は「協調」の深部で激化せざるをえない。

更に、ウイリアムズバーグ・サミットは、「異例」の政治声明を発した。

それは、「平和を確保するのに十分な軍事力」を謳い、「均衡のとれたIN

ていることだ」と語った。

ブレジネフ時代の軍拡を経たソ連社帝は、アフガニスタン侵略に見られるように世界制覇の力量を備え、再分割の野望を露わにしてゐる。これに対して「西側」諸国は、盟主米帝の下に対抗せんとし、それが「NATOの世界化」として現象しているのである。しかも、米帝がヨーロッパ帝国主義の対ソ・東欧貿易を制限しつつ自らの「裏庭」＝中南米を救えと帝国主義的利害を隠さないことをはじめとして、「西側」帝国主義間の霸権争いを内包している。サミット直後の、ミックテランの政治声明批判や、NATOの歐州グループ国防相によるレーガン政策批判などはその現われに他ならない。

「西側」諸列強は、暗黒の見通しの前でためらいつつも、最終的には民族的利害を自らの行動基準とせざるをえない。かくして東西を問わず帝国主義戦争の危機は、いよいよ強まつてゐるのである。

侵略と霸権を強める日本帝国主義

資本の意志を見れば、これが、インドネシア参議院選にあたつて

参議院選にあたつて

▲8頁につづく

五・二三狹山闘争に四方

実行段階入り示す「行革大綱」

鈴木・赤堀の成果を「障害者」解放へ

爆弾闘争に「灰色無罪」

光州蜂起三周年一日「韓」連帶を

「レバノン協定」について

春闘総括と労働運動の現状

ロシア革命における「国家資本主義」

—スターリニズム体制の確立(1) — 7頁
なれるか」（斎藤経団連副会長）という独占

マルクス・レーニン主義通信

月刊 1部100円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱第16号
振替 横浜9-3719

第13回参院選にあたつて 労働者は社・共・無党派革新に投票できるか

六月三日の公示をもって、「八三政治決戦」の本番! 第十三回参院選は火ぶたを切った。それは、未曾有の侵略と反動、搾取と収奪の強まりのなかで闘われるのである。

自民党は、五月十三日に決定した選挙公約

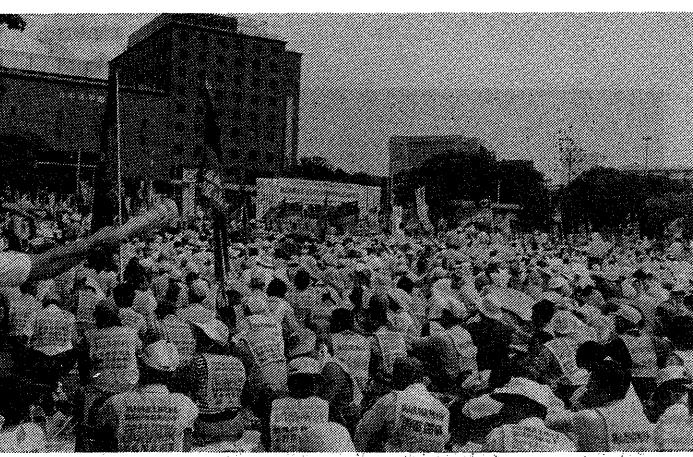
5・23狭山闘争に四万 再審貫徹・石川氏奪還を

五月二三日、明治公園において「五・二三石川一雄不当逮捕二十カ年糾弾、狭山再審要求・八三政治決戦勝利中央集会」が、全国から四万人の部落大衆、労働者等の結集でかちとられた。

集会での石川氏のメッセージは、不当逮捕からの二十年間を回顧しながら、「狭山闘争はえん罪をはらすこと」とどまらず権力を倒すこと」「実力闘争の必要性」「狭山思想・狭山理論・狭山闘争の発展」等を訴えたのである。又、狭山再審弁護団からは、二十年前の石川氏逮捕直後に行なわれた家宅捜査を想定した実験調査で、万年筆の発見経過の問題点が浮きぼりにされ、「石川無実」の確証が更に固まったとの報告がなされた。そして、小名木証言につづき、かもいの上の万年筆の識別に関する特別抗告補充書・鑑定書を最高裁判に提出し、再審を切り開くために闘い抜くとの方針が明らかにされたのである。

狭山闘争は、弁護団発言でも明らかにされ、「特別抗告審の闘いはいま攻防の真只中」にあり、再審闘争の正念場を迎えていた。石川氏の無実を明らかにする新証拠ー小名木証言は、石川氏の「自白」による事件当日の「犯行時刻」ごろ「犯行現場」付近で農作業をしていたが、「現場に悲鳴・人影はなかった」と、石川氏の「自白」が権力の完全な誘導によって作り上げられたことを満天下に示している。又、万年筆の発見も警察による

5・23闘争へ4万結集



工作が明らかである(実験調査)。脅迫状の筆跡が石川氏と違うことや、万年筆のインクの色が中田善枝さんが使っていたのと違う点、更に、犯人のものとされている五月三日の佐野屋わきの足跡が石川氏より小さい点、警察誘導が明らかな筆圧痕等々、石川氏の無実は完全に証明されている。

現在、免田事件、財田川事件、松山事件等再審の道が開かれ、司法の「公正」「中立性」という欺瞞性が流れている。だが、再審の流れのなかで司法の反動化が強まっていることをみないなら、それは度しがたい過ちを狭山闘争にもたらすであろう。狭山再審闘争は、狭山差別裁判糾弾の実力闘争の高揚と結びついた法廷闘争によって前進させねばならない。

狭山闘争は、部落大衆を政治的に覚醒させるとともに、労働者にとっても、政治教育の場であった。狭山闘争の成果たる一人が万人のため万人が一人のためにといふ「狭山思想」は、日和見主義、融和主義との闘いの武器をもたらした。したがって、共産党、革マル派の差別主義集団との分歧を明らかにされたのである。

解放同盟内の「声」派を初めとする融和主義者は、解放運動のなかに、「国民主義」を持ち込み、今年の定期大会では「民主集中制」の名をもって同盟の支配を確立せんとした。狭山闘争は、「綱領前文」草案では、疎外論から部落解放を「疎外からの解放」へと歪曲し、又、「国民統一戦線」の一翼として同盟を位置づけていた。そして、狭山闘争の成果を「八三政治決戦」へと流し込み、社会党、公明党への選挙基盤化せんとするに到つては、狭山闘争の戦闘的精祿を「国民主義」、日和見主義へと低めるものに他ならない。

他方、三里塚とならぶ一大闘争と位置づけ、狭山闘争への動員こそが革命的闘いであると主張してきた第四インター、日向派は、五一三闘争を回避し、日向派に至つては五・二三前後の「戦旗」でも「一言もふれていない」。

狭山闘争は、再審貫徹・石川氏即時奪還の決定的局面に突入している。すべての労働者は、闘う部落大衆と連帯し、日和見主義、融和主義と闘い、狭山闘争一部落解放闘争の前進をかちとらなければならぬ。

で、総合安保政策を前面に出している。それは、冒頭論文で見たような帝国主義的政治の基軸をなすものに他ならない。又、内政では「行政改革」(別稿参照)と「景気対策」を二本柱としている。今、独占ブルジョアジー

は、二九年大恐慌以来の経済危機に直面して、「民間版ニユーディール」と呼ばれる大規模な産業構造の転換を目論み、労働者大衆の犠牲の上で資本主義の延命を策しているのである。

更に、政治的反動化は、着々と進みつつある。自民党は、レフチエンコ問題を利用して戦前の軍機保護法の再現ともいえる機密保護法(スパイ防止法)を公約に掲げた。又、「政党法要綱」が提出され、独占資本はその制定を自民党に要望している。更に、国定化につながる教科書採択の広域化の策動も強まっている。公約ではあせているが、公参院選で自民党が勝利するならば、改憲が浮上すること必至である。

現在は、経済的にも政治的にも、まさしく重大な転換期にあるのである。その下での国政選舉に対して、プロレタリアートは、自らの政治闘争の一手段としてとりくまなければならないことは言うまでもない。そのための一助として、日本共産党と第四インターの選挙政策を検討することにしよう。

日共は、五月二十日、「訴え」と「十二大事重点政策」を発表した。彼らが口にしているのは、「平和・生活向上・民主主義擁護のための三つの転換」、すなわち、「日米軍事同盟の強化とレー・ガン戦略への加担に反対し、非核・非同盟・中立の日本を実現すること」、「軍拡と大企業奉仕の自民党政治による国民生活破壊をゆるさず、国民生活をまもり、日本経済の危機を開くこと」、「憲法改悪をゆるさず、軍国主義の全面復活、国会運営を形がい化して、議会制民主主義を実質上破壊する日本型ファシズムを阻止し、民主主義をまもり、発展させること」、の三点である。

「第一の転換」の軸は、現在彼らがうつむきをぬかしている「非核日本宣言」運動に他ならない。だが、「非核三原則」などの国会決議がありつつ、現実に軍国主義が強まっていることを考えれば、「非核日本宣言」の無力さは明らかである。まず日本の「平和と安全」をとくう小ブル民族主義は、一直線に排外主義的愛國主義につながっているのである。「第二の転換」では、「現在の経済不況は、国民の購買力が低下した消費不振を一番大きな原因としている」という小ブル的理論がくりかえされている。これは、「生産と消費のこの不一致を恐慌の基本的原因と考え……」人間大衆・労働者の消費が十分でないことを第一に押しだしていた「(『経済学的ロマン主義の特徴づけによせて』)シスモンディの再

マルクス・レーニン主義通信

彼らは又、「無党派層」を著しく美化している。彼らは、反動派の危険をとり除くということを、国会から反動派をとり除くことと勘違いしている。従つて、「よりましな」という日和見主義に帰着するのだ。それは、井産党、スタークリニストの国民主義と同様に、トロツキーの日和見主義的「統一戦線」戦術に根拠を有しているのである。

そして、社会民主党が、ベルサイユ体制の象徴であるかに見えたことから、「社会ファシズム論」はその限りでの「現実性」をもつたのであった。そして、実際に共産党は、ナチスとも手を組んだのであった（ベルサイユ体制の評価で一致し同盟を組んだと言っているわけではない、念のため）。第四インターの基準が、いかに非プロレタリア的であるかは明らかであろう。

本共産党的の犯罪的役割など口にしてる統一地方選に際して、彼らは日米安保に対する態度を基準としていた（今日共も同様に主張している）。だが、どのような立場からの「反対」なのかを問題とすべきではないのかいささか極端な例になるが、かつてナチスが反ベルサイユ体制派として登場した時、ドイツ共産党もベルサイユ体制に反対していた。

たる日和見主義・社会排外主義に接近し、腐敗する日本共産党が、プロレタリアートの敵であることは明白である。

さて、あいもかわらず「社・共・無党派市民連合に投票せよ」(『世界革命』七八五号)と叫んでいるのが、わが第四インターの諸君である。

彼らは、何故社共に投票しなければならぬのかを一言も述べてはなへばさう、「日

日共は最近さかんに反一反共主義をさわぎたてている。だが彼らは、ついに私有財産制の承認にまで行きついた。もとより我々は、反共主義が現実の階級闘争に根拠をもつており、それとの闘いをおろそかにするものではないが、中身が（小）ブルジョア的自由主義なのだから衣装も変えよというブルジョアジーの攻撃の前で日共は、たじろぎ、弁明に努めるしかないのである。ますます公然

版に他ならない。「国内市场はただ、国民的福祉……によってのみ拡張されうる」というシステムンディの主張と、今日の日共の主張はまさにウリ二つではないか。又、彼らは「軍拡と大企業奉仕」を云々するが、軍拡のない帝国主義や独占資本の不利益を主とする独占資本主義などは、まったくの無概念なのだ。

「第三の転換」では、政治的反動が帝国主義に照応するものであることを見ず、自由主義的ブルジョアジーの立場へ移行している。

「国会……の形がい化」、すなわち、議会が単なるおしゃべりの機関でしかないことの自己暴露は、我々にとって喜ぶべきことではあれ、決して悲しむべきことではないのだ。

足並をそろえて「草の根」倒閣運動に追従している。この市民主義への屈服は、彼らが各戦線で日和見主義的立場を明らかにし、日和見主義・社会排外主義との橋渡しという危険な役割を果していることと密接に結びついているのである。

労働者は、社・共・無党派革新などに投票することはできない。確かに、今日の政治状況では既成政党への幻滅、不満が増大しているが、それはプロレタリアートの政党の未熟の問題として把え返さなければならないのである。革命的議会主義は、議会への参加を「

実行段階入りを示す「行革大綱」

五月三四日 中曾根内閣は「行革大綱」を決定した。それは、今国会で成立した国鉄管理制度委員会設置法、臨時行政改革推進審議会設置法と、今秋「行革国会」での国家行政組織法改「正」案、共済年金統合法案等の成立を前提としており、行革が実行段階に突入したことを見示すものである。

大綱は、「臨時行政調査会の……答申を最

裏切ったもの」（公明）、「重要な諸点について骨抜き、先送りが目立ち、答申を最大限に尊重しているとはいがたい」（民社）などと、公明党や民社党は大綱を批難し、臨調路線の推進を訴えている。それは、まさしく彼らが、「国民会議」などを結成した（独占）アルジヨアジーと同盟していることを示すものに他ならない。

大限に尊重しつつ」と、臨調路線の貫徹を謳い、実際、行革審の会長には土光が決まって いる。そして、今秋臨時国会を「行革国会」とするなどを打ち出して先の二法案及び、府県単位機関整理法案、許認可一括整理法案等、月三十一日の拡大評議員会では、ブルジョア他方、社・共は、「国民行革」を叫び、資本主義の救済論議に積極的に参与し、行革・臨調路線を補完する役割を果している。総評は、行革審への参加を一応は拒否したが、五

るのは、反動的幻想ではないか。

同様の問題は、大綱への商業新聞による評価、すなわち「薄い中身」、「重要課題の先送り」という点にも現われている。経済的刷新は、少數者による多数者の支配という矛盾、寄生的官僚軍及び寄生体そのものの国家と対立せざるをえないということである。資本主義社会は「活力」を喪失し、自らの「ゼイ肉」——実は偶然のゼイ肉ではなく、帝国主義の寄生性・腐朽性の必然的産物——をそぎ落すこともできなくなっている。このことは、最早、腐れきった資本主義的外殻が取り払われなければならぬこと、そしてそれを可能とし、真に「安上りの政府」を実現しうるのは、

「引き続き強力に推進する」との抽象的文句を弄している。財政問題では、結局、増税だけが残っただけであった。資本主義を前提とするかぎり、その救済策は労働者大衆の犠牲の上にしかありえない。労働者の犠牲によって危機を乗り切り、もって総合安保体制へと進まんとする行革・臨調路線は、労働者大衆への抑圧の強化と、「報國」＝国益主義への総動員に帰結することは自明である。

先進的労働者は、民社・同盟、全民労協の「報國」主義と闘い、社・共・総評の国民主義と手を切り、官僚的・軍事的国家機構の粉碎のための闘いを進めなければならない。

トだけであること、を明示しているのである
「臨調答申」を一段と骨抜きにするような行
革大綱を決定したことは国民の期待を大きくな

鈴木氏虐殺訴訟勝利・赤堀再審棄却法定取り消し
「障害者」解放闘争の前進かちとれ

五月二十日、さる七六年二月十六日大阪拘置所保険室に於て凍死した鈴木國男氏について拘置所の責任を問うた国家賠償請求訴訟の勝利判決が闘い取られた。

この闘いの勝利は、第一に、大阪拘置所および都島警察署による虐殺の事実の隠蔽策動（当日、面会に出むいていた鈴木氏の母堂友人に対して、拘置所長は死因については「それが不思議で」（！）ととぼけて開き直り都島署は死体検案書を見せようともせざり、ひたすら遺体の早急な火葬をはかることで、虐殺の事実そのものを闇から闇へと葬り去ろうとしたのだ！）に抗し、さらには広島県署による鈴木花子さんの国家賠償請求闘争への決起に対する恫喝・弾圧をもはねのけて闘い取られたのである。

七年三月、静岡地裁)を取り消し、静岡地裁に審理のやり直しを命ずる決定を行った。この決定は、獄中三十年間に及ぶ赤堀氏の不屈の闘いと、「障害者」解放闘争の前進が闘い取った勝利への突破口に他ならない。

今回の再審棄却取り消し決定は、太田・上田鑑定を新規証拠とした上で「新鑑定により古畑鑑定の証拠としての価値が著しく減殺さるとすれば、これまで確定判決を支えていた重要な支柱の一角が崩れ、ひいては請求人の自白全体の真実性に少なからぬ影響を与えることになる」とし、「また請求人の自白以外の多数の証拠は、いずれもそれだけでは請求人と本件犯行を結びつけるには十分でないとする」と、「疑わしきは被告人の利益にとの原則に従い確定判決の有罪を覆す蓋然性もあらう」として、赤堀氏にかけられた差別に

七年三月、静岡地裁)を取り消し、静岡地裁に審理のやり直しを命ずる決定を行った。この決定は、獄中三十年間に及ぶ赤堀氏の不屈の闘いと、「障害者」解放闘争の前進が闘い取った勝利への突破口に他ならない。

今回の再審棄却取り消し決定は、太田・上田鑑定を新規証拠とした上で「新鑑定により古畑鑑定の証拠としての価値が著しく減殺さるとすれば、これまで確定判決を支えていた重要な支柱の一角が崩れ、ひいては請求人の自白全体の真実性に少なからぬ影響を与えることになる」とし、「また請求人の自白以外の多数の証拠は、いずれもそれだけでは請求人と本件犯行を結びつけるには十分でないとすると」、「疑わしきは被告人の利益にとの原則に従い確定判決の有罪を覆す蓋然性もありうる」として、赤堀氏にかけられた差別に基づくデッчи上げ逮捕、拷問による自白強要、さらには証拠・鑑定の捏造、死刑＝抹殺攻撃の全過程を根本的に搖がすものとなっている。しかしながら同決定が「赤堀元被告の性格、知能程度を考えると、捜査官による長時間の追及で想像や推測を交えて迎合した自白をした疑

間の苛烈な闘いの軌跡をもつて暴き出したものは、単に「拘置所長、看守、医師ら拘置所職員の過失に基づく医療体制の不備」（判決文）にとどまるものでは決してない。何よりも鈴木氏は、日帝国家権力一大拘による「精神障害者」差別そのものによって虐殺されたのである。そのことは、彼の母堂、友人、主治医に対する会見一接見の拒否によって鈴木氏を隔離一分断し孤立化を強いたことの中にまた当局による「動靜視察表」が語るように単に鈴木氏をして「おとなしくなればよい」ものとして冷酷に強権支配の下に組みしこう

としたことの中に鮮明に暴露されている。われわれがはつきりと確認しておかねばならないのは、鈴木氏の虐殺直後の七六年三月の法制審による監獄法改「正」策動開始を皮切りとした各拘置所における死刑囚の面会制限、発信制限等の獄中弾圧の強化であり、今日に至るまでの拘禁二法、刑法改「正」—保安処分新設、優生保護法—母子保健法改悪を主要な内実とする日本帝国主義の警察的・官僚的・軍事的專制強化である。日本帝国主義が、鈴木国男氏虐殺の冷厳な事実の前にたじろくことなく、否、逆にその決定的な第一歩ゆえに、その血塗られた手によって、しゃにむにその野望の合法化—法制化を遂行しようとしていることを、つひつんは決して云ひて

はならない。孤絶した嚴寒の独房の中で強い
られた鈴木国男氏の無念を、われわれは決し
て忘れてはならない。日本労働者階級は、闘
う「障害者」との固い団結を闘い取り、日本
帝国主義專制を根底からくつがえさねばなら
ない。

わが同盟は、抑えることのできない怒りをもって大久保判決を弾劾する。大久保判決は我々が本紙前号で明らかにした三月二九日ににおける札幌地裁生島三則による「北海道厅爆破事件」に対する死刑判決攻撃と軌を一にし現行法の「行為主義」を全く無視した行為者の犯罪意志を本質的なものとみる「意志刑法」への露骨な反革命的意図を明らかにしている。「所感」の行間は、まさに「行為主義(刑法)」でなかつたら、お前たちを絶対に許さない」

「ビース缶・日石・土田邸」
灰色判決を弾劾する

という日帝権力の邪悪な意志によつて埋め尽くされ、刑法改「正」—保安処分新設を頂点

とした自らの反革命的意図の未貫徹に対する歯ぎしりすら聞こえてくる。我々はこの大久保判決と「所感」を絶対に許さない。果して、この大久保判決、「所感」の「リップサービス」を受け東京地検は三一日、九被告のうち六被告を控訴するという、それ自身矛盾に満ちた、しかし決して許すことのできない暴挙に打って出たのである。

日本労働者階級は、かかる政治判決の中に日帝の警察的・軍事的独裁強化・確立の全重圧をかけた攻撃をはつきりと見てとり、この邪悪な意図を差別・排除主義イデオロギーの助長によって「左」から補完せんとする日本共産党の所業を決して許してはならない。本来自らの名前に冠するべき「ニセ左翼」なる悪罵をもって、闘う労働者人民に敵対する日本共産党は、打ち続く選挙闘争の敗北の危機におひえ、その「ニセ」性ゆえに国家権力の足もとにすがりつき、「過激派」への弾圧を乞い願うのである。

デ・ツチ上げー！日帝権力の専横をもくろむ拘
禁二法を粉碎せよ！ 刑法改「正」—保安處
分新設を許すな！ 日本労働者階級は生島一
大久保による政治判決を許さず、ブルジョア
國家権力打倒の隊列を打ち鍛えよ！

日帝による南朝鮮人民抑圧を許すな

光州蜂起三周年と南朝鮮人民の闘い

光州蜂起三周年をむかえた「韓」国では、生の「全斗煥〔チヨン・ドファン〕」打倒・一かかけた反政府デモが相次いで起きた。一方では元新民党総裁・金泳三〔キム・ヨンサム〕氏が五月十八日、「民主化のために命をさげる」との声明を発表し、無期限の断食闘争に入るなど、「韓」国民主化闘争は再び

金泳三氏は声明で、政治活動規制の全面解除、政治犯の釈放、言論の自由、大統領直選を、拳銃への復帰などを要求していた。そして光州事件で民主主義は破壊・否定された」とし、「私の断食は民主政治実現のための最大限の闘争である」と強調している。

た金斗煥により、金大中氏「キム・デジュン」氏、金鍾泌「キム・ジョンビル」氏らとともに政治活動規制処分対象者とされた。同氏はこれまで、「金斗煥政権は長くない」などの発言を原因に、金政権より自宅軟禁されていた。

米帝・イスラエルの新支配めざす「レバノン協定」

レバノンとイスラエル政府は、五月十七日「イスラエル軍のレバノン撤兵に関する協定」に調印した。同協定は、①両国間の戦争終結の状態の終結②イスラエル軍のレバノン撤退③第三国攻撃のための相手国領土利用の禁止④南レバノンに安全保障地帯設置⑤交流事務所の相互開設などを骨子としている。

同協定は、イスラエル軍の撤兵をあげてはいるものの④の安全保障地帯（イスラエル国境から四五キロ）の「B地区」（イスラエル国境から近い部分をB、その北側をA地区）に現在駐留している部隊⑥イスラエル軍（ハダド軍）を充てることがもりこまれている。このハダド軍の地位保全は秘密付帶条項として付け加えられたといわれている。

アなどの「強硬派」は反対を表明している。又、サウジアラビアの加わるGCC（湾岸協力会議）では、イスラエルのヨルダン川入植地建設の中止と、パレスチナ人保護への努力を要求し、「玉虫色」の声明を出している。協定では又、安全保障地帯におかれる安全保障小委員会には、監視委員会が設置されることになっているが、米帝がこの監視委に入り、軍隊の任務拡大を可能にしていることを見落としてはならない。

米とイスラエルは、協定に絡んで、①イスラエルはレバノン領内からの「テロリスト」攻撃に対し反撃する権利を持つ②シリアルとPLOがレバノンに残留する限り、イスラエルは撤退を遅らせることができるなどを骨子

日本政府は十八日、「金大中氏からの事情聴取不能」を理由に拉致事件の捜査を実質的に打ち切る方針を発表した。金大中氏事件は二度にわたる政治決着に加え、全ての面で清算されようとしている。これは中曾根訪「韓」後の「日韓新時代」を築くための三度目の政治決着に他ならない。

めなければならぬ。の闘いを基礎とした階級的闘いとしておし進めなければならない。

PLO（パレスチナ解放機構）は、同協定に対し、「アラブの安全とレバノン主権を尊重するかすものだ」と反対の立場を明らかにした。そのPLO主流派「ファタハ」内では、アラブファート議長の柔軟政治路線に対して、「武力闘争を放棄しようとしている」と批判し、レバノンから撤兵拒否の姿勢を明らかにするよう要求する戦闘的分派をも生み出しているのである。

とした秘密協定を締結している。

一方日本は、先に行なわれたムバラク・エジプト大統領訪日での共同声明で、イスラエルの生存権を承認・尊重することと、エジプトへの経済協力をとりきめている。

このように、米－イスラエルの中東支配の強化のなかで、日帝の中東への介入が暗黙のうちに進められようとしているのだ。帝国主義の介入に反対し、日本帝国主義打倒の闘いを押し進めることが、アラブ－パレスチナ人

日本政府はすでに、昨年の全斗煥による金氏の米国追放措置を積極的に評価、歓迎している。そしてこの措置が、全政権が安定していることを示すものであり、事前通報がなされたことは全政権の対日関係改善姿勢の現われであるなどとして、「日韓間のトゲ」がこれでなくなったと云々している。中曾根訪韓による「新次元」の布石はすでにしかれていた。全ては計算ずくなのであった。

朴正熙はかつて、金大中氏を殺害しようとしたが失敗し、ソウルへ立致したが結局威嚇され、金大中氏を殺害しようとしたが失敗したが失敗し、ソウルへ立致したが結局威嚇され、

る。しかし、金氏を支援する運動は各地にひろがり、六月一日には、民主化を求める旧野党勢力の連合戦線が結成され、反政府運動を続ける学生運動にも影響を与えていた。

全斗煥が軍事クーデターをおこした5・17には釜山大学生がデモを呼びかけ逮捕された。ソウル大、高麗大、成均館大などでは五月十

裁政権は、政治風土刷新法で政治家を追放し、言論基本法で言論を沈黙させ、民主人士は國家保安法で、学生は集会と示威に関する法律で、労働者は労働関係法で縛り、「第五共和国」を作りあげたこと。しかしこのような弾圧と外部（米・日）の支援にもかかわらず、政治危機は深まってくる。それは世界で唯一の反

して鬭いの情況が述べられている。
さらに、「この韓國民衆の反外勢民族自主闘争は、日本民衆の反侵略の鬭いと表裏一体である。また韓國民衆の闘争は、新旧植民地支配に反対し鬭う第三世界民族解放闘争の一環でもある」と、位置づけられている。

「日本へ則一基調は二重と云ふて、「そ

「日本人側」基調はこれをうけて、一・安保主軸へと転換した独裁政権へのテコ入れ」が、極東有事体制と日本の軍事大國化、日米「韓」の軍事同盟の強化として進行していることを暴露し、連帯運動の課題として、日米「韓」軍事同盟化を許さない闘い、新植民地主義的侵略の拡大を許さない闘い、「韓」国民衆の闘いへの連帶、全斗煥訪日阻止が訴えられて いる。

他民族を抑圧する民族は自由ではありえない。我々は、基調にのべられた連帶運動の課題を支持し、南朝鮮労働者人民の反政府・反米・反日闘争を支援しなければならない。しかし、日本の労働者階級は、その連帶運動の目的を「アジアの平和と非核化実現」の要求におしとどめるのではなく、日本帝国主義との闘いを基礎とした階級的闘いとしておし進めなければならない。

日本政府は十八日、「金大中氏からの事情聴取不能」を理由に拉致事件の捜査を実質的に打ち切る方針を発表した。金大中氏事件は二度にわたる政治決着に加え、全ての面で清算されようとしている。これは中曾根訪韓^韓後の「日韓新時代」を築くための三度目の政治決着に他ならない。

日本政府はすでに、昨年の全斗煥による金氏の米国追放措置を積極的に評価、歓迎している。そしてこの措置が、全政権が安定していることを示すものであり、事前通報がなされたことは全政権の対日関係改善姿勢の現わであるなどとして、「日韓間のトゲ」がこれでなくなったと云々している。中曾根訪「韓」による「新次元」の布石はすでにしかれていた。全ては計算ずくなのであった。

朴正熙はかつて、金大中氏を殺害しようとしましたが失敗し、ソウルへ拉致したが結局滅亡

マルクス・レーニン主義通信

全民労協への逃亡はかかる組合主義者を放逐せよ

五月十二日、日経連第三回定期総会において大根会長は、「三年來の賃金決定からみると賃金決定の正常化に第一歩を踏み出した」と、春闘「勝利宣言」を行った。不況下での春闘は、労働者の経済状態を防衛することさえできず、労働者間の賃金格差の増大をも許している。賃金抑制、労働条件の悪化、一段と制限される組合活動等、ブルジョアジー

の攻勢の前に、組合主義の無力さは明白となっている。先進的労働者は、労働者を社会主義から切り離そうと努める組合主義・日和見主義と闘い、賃金制度——資本家階級と労働者階級とのあいだの対立をたえずあらたに生産している資本関係——の廃止に向け、闘いを組織しなければならない。

八三春闘と労働運動の現状

八三春闘は、日本経済新聞社の五月末現在の集計によれば、民間企業の全国主要企業千六百十三社で加重平均九千十九円、四・五二%と史上最低の賃上げ率となり、又、公企体の仲裁裁定は六月三日、四・一三%が提示された。

われわれは、この史上最低の賃上げ率という現状の責任はあげて組合指導部にあると述べてきた。そして、ここにこそ日本労働運動の現状が凝縮されていると言えるであろう。今春闘の教訓の第一は、ひき続き不況の下でブルジョアジーの攻勢が強まり、それに対して組合主義者がまったく無力であったことである。四月二十五日の公労協拡大幹事会での「ストなし」決定、私鉄の二年連続のストなし春闘、又、不況克服のための「賃上げを」という資本家へのお願い、更には、JCの七%統一要求の五%への変更と公労協の「民間準拠」を守れという事実上のJC追随、これらは、「定昇プラスアルファ」「ベア・ゼロ」を公言してきたブルジョアジーの思惑通りに今春闘が進行したことを示しているのである。

ブルジョアジーは、最低賃金の改定をめぐっても「今の最低賃金は高すぎる」と、本年度「据え置き」を主張している。大根は、「低成長の時代に最低賃金を毎年上げるとの考え方」は改め直してほしい。賃金が安くても働きたいという高齢者の雇用の場を増やすうえからも是非配慮してほしい」と述べている。未組織零細企業の労働者の賃金は、最賃制を基準に決められるところが多く、しかも二年連続で春闘の賃上げ率を下回っている。そして今年は、先の大根発言にも明らかなようにすえ置かれんとしており、組織労働者との賃金格差はますます拡大せざるをえない。組合主義者はかつて「弱者救済」を語ったが、それが口先だけのかけ声であったことは周知のことである。

今春闘の第二の教訓は、全民労協——「産業報国会」化へと労働運動が一步前進したことである。「国民春闘」は、国民へ小ブルジョアとよめ

ばは「決して惨敗とは言えない」(内山総評事務局長)と開き直っているのだ。これは、鉄鋼労連の答弁と同じものであり、労働者にとっては決して許すことのできない言辞である。

組合主義者は、今春闘を顧みて春闘の再構築について語っている。「好況業種の賃金闘争を先行させ、不況業種が後に続く梯団方式」(全電通)、「①すべての労働団体の共闘による統一態勢……の春闘戦線の拡大とともに、産業別組合、地域別組合での「自律的な闘い」を重視する②低成長時代はストを構えずに賃上げを獲得することは不可能」(総評定期大会に向けた「運動方針作成の討議資料」と「ものとり主義」の転換等を打ち出している。又、中立労連議長で全民労協議長の堅山は、「春闘共闘は役割を終えつつある」と断言し、民間共闘の強化のうえでの官公労の攻勢の前に、組合主義の無力さは明白となっている。先進的労働者は、労働者を社会主義から切り離そうと努める組合主義・日和見主義と闘い、賃金制度——資本家階級と労働者階級とのあいだの対立をたえずあらたに生産している資本関係——の廃止に向け、闘いを組織しなければならない。

組合主義者は、今春闘を顧みて春闘の再構築について語っている。「好況業種の賃金闘争を先行させ、不況業種が後に続く梯団方式」(全電通)、「①すべての労働団体の共闘による統一態勢……の春闘戦線の拡大とともに、産業別組合、地域別組合での「自律的な闘い」を重視する②低成長時代はストを構えずに賃上げを獲得することは不可能」(総評定期大会に向けた「運動方針作成の討議資料」と「ものとり主義」の転換等を打ち出している。又、中立労連議長で全民労協議長の堅山は、「春闘共闘は役割を終えつつある」と断言し、民間共闘の強化のうえでの官公労の攻勢の前に、組合主義の無力さは明白となっている。先進的労働者は、労働者を社会主義から切り離そうと努める組合主義・日和見主義と闘い、賃金制度——資本家階級と労働者階級とのあいだの対立をたえずあらたに生産している資本関係——の廃止に向け、闘いを組織しなければならない。

組合主義者は、今春闘を顧みて春闘の再構築について語っている。「好況業種の賃金闘争を先行させ、不況業種が後に続く梯団方式」(全電通)、「①すべての労働団体の共闘による統一態勢……の春闘戦線の拡大とともに、産業別組合、地域別組合での「自律的な闘い」を重視する②低成長時代はストを構えずに賃上げを獲得することは不可能」(総評定期大会に向けた「運動方針作成の討議資料」と「ものとり主義」の転換等を打ち出している。又、中立労連議長で全民労協議長の堅山は、「春闘共闘は役割を終えつつある」と断言し、民間共闘の強化のうえでの官公労の攻勢の前に、組合主義の無力さは明白となっている。先進的労働者は、労働者を社会主義から切り離そうと努める組合主義・日和見主義と闘い、賃金制度——資本家階級と労働者階級とのあいだの対立をたえずあらたに生産している資本関係——の廃止に向け、闘いを組織しなければならない。

社会主義的労働運動の構築を

統一労組懇は、今春闘のなかでブルジョア支配の理論的支柱としての役割を果した。そして、その理論的帰結が「国民主義」、小ブル平和主義に他ならない。

彼らは言う、「労働者・国民のもとめる要求・課題の解決や前進をめざす主体的力量を、客観的情勢のもとで、最大限の国民的規模のものにまで充実させ、高め強化し、その戦線構築をはかることである」と。それは、例えば「『軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を』の旗印も、その国民感情にそつたものであった」というものであり、破産した「国民春闘」路線の継承を唱えているのである。

彼らは、労働運動を国民運動へと変容させんとするのが共産党＝統一労組懇であり、市民運動へ変容せんとしているのが第四インター、赫旗派に他ならない。

労働運動を国民運動へと変容させんとするのが共産党＝統一労組懇であり、市民運動へ変容せんとしているのが第四インター、赫旗派に他ならない。

八三春闘は、組合主義の破産を明らかにした。そして組合主義者の補完者として日共、第四インター、赫旗派が登場することを示したのである。

ボーランド労働者との連帯が叫ばれて久しい。しかし、その連帯は、自主労組「連帯」支持、弾圧反対、反軍政以上ではなかった。今年五月のボーランドのメーデー・デモは、労働者の反軍政の闘いがまだ持続していることを示した。ボーランドの階級闘争は、労働者の実力闘争だけが自らの要求を実現しえる武器であることを教えていた。

日本労働者階級のボーランド労働者への連帯は、日本のブルジョアジー、支配階級に対する革命的闘争抜きには空語である。労働組合と眞の革命家の接近、労働運動と社会主義の結合をかちとること、これこそボーランド労働者の闘いの教訓であり、又、日本労働運動の教訓に他ならない。

社会主義と切り離された労働運動の腐敗、頽廢は不可避である。すべての先進的労働者は、社会主義的労働運動の構築に向か、闘いを準備しなければならない。

ロシア革命における"国家資本主義"

(1)

我々は、スターリン主義が国家資本主義の支配イデオロギーであることを検証してきた。それは、ネットの導入からスターリニズム体制確立までのロシアの経済的諸条件と論争を跡づけることによつて、一層理解しやすくなると考える。こうした「歴史家」の役割を担うことも、今日的に、「労働者国家論」の再評価であるとか、日本共産党ばかりのソ連=社会主義制度を前提としてスターリンの政策上上の誤まりのみに帰する混乱と対決する意味でも不可欠の作業であろう。

〈ネップ=新経済政策の必然性〉

一九一八年、レーニンは「食糧税は極度の窮乏と荒廃と戦争によってよぎなくされた独特的の戦時共産主義から正しい社会主義的な生産物交換へ移行する形態の一つである」(「左翼的な児戯と小ブルジョア性について」)という認識にたって、ロシアにおける後進性故に、社会主義への移行が行なわれる場合、ネットは合法則的なことであると断じた。しかしこのことは、レーニンの洞察にあつたロシア革命と世界プロレタリア革命との関連で提示したロシア革命の最後の成功の二条件①「若干の先進国(ソ連)の革命が支持するか」②「國家権力を握っているプロレタリアートと農民人口の大多数の協定か」(「割当徴発を現物税に代えることについての報告」)からいえば、西ヨーロッパ革命の不成功を条件とした、孤立した、小農民的後進国での社会主義建設が問題となつたときの、不可欠の過渡的形態であり、その意味で合法則的であつたといわねばならない。

他方、ネットへの移行、社会主義制度への直接的移行が不可能であるという認識にたつ二年前、レーニン自身も余剰穀物徴発制度が農民経済の極度の荒廃と窮乏・農民全体の不満を増大させることを予想しえなかつたのである(この不満はクロンシュタットの反乱となつて現われた)。

ネット移行の必然性とは何か。それは国際的な革命の連関とともに、国内の農民経済の疲弊から、都市と工業への食糧・原料の急減というプロレタリア独裁の基礎の危機、更にプロレタリアの崩解へとつながるロシアの現状にあつて、この危機を救う役割を得た政策がねつてあった。(「食糧税について」)このような社会主義的な社会経済をもつたネットは、革命の裏切る過渡的政策であるといふ二重の性格であった。

同盟は戦時共産主義下における

ための諸条件を欠いていたために不可能であったのである。それは①ロシアの農民が社会主義的大規模経済に対する自發的衝動をほとんどもつていなかつたことのプロレタリアートは「急襲攻撃」ではなく、あくまでもこの自發的移行をめざさなければならない、といふことである。

集団的経営の即時の実現はその

階級的分解が進行するなかで、不可能であったのである。それは①ロシアの農民が社会主義的大規模経済に対する自發的衝動をほとんどもつていなかつたことのプロレタリアートは「急襲攻撃」ではなく、あくまでもこの自發的移行をめざさなければならない、といふことである。

〈ネップの矛盾とは〉

第十一回党大会の席上、財政人民委員部ソコリニコフは、「農民が外国市場で売買する可能性をひらく」とのべた。これは貿易独占原則の破壊を意味したが、二年十月中央委は売買の自由を決定した。レーニンは決議措置の延期を求めたが、貿易独占の原則を緩和して輸出を増大させよという圧力は作用しつづけた。二十二年二月の中央委でハーリンが再びソコリコフと同様の主張を展開した。

レーニンはこれに対し、「工業プロレタリアートは、関税政策によることなしに外国貿易の独占によってロシアをまもらなければ、

らも、ネット導入時の確信をゆるがすことがなかつた。

「得をするのは小ブルジョアの方である」という議論には基本的な経済上のあやまりがあると思う。われわれの社会主義建設の事業全体を経済的にかためる支柱はこのほかにありえない」(『ロシア共産党第十回大会』)。レーニンのこの態度は、二十二年第十一回党大会前に「われわれが資本家に譲歩する意味でのこの退却は終った」と宣言したあとでも変わらなかつた。

シアを工業国にすることは絶対にできない」（『外国貿易の独占について』）と述べ、原則を動かすことを拒否した。ネットは、「それ以外に社会主義的可能性がつねに存在した。

義へ進む道はない」方策にもかかわらず、限度を越えることは、杜会主義の根本的原則に衝突する可能性をもつていたのである。

ヘネツップをめぐる反対派との論争

プロ独の時期における国家の経済的役割をまったく過小評価していくた。

（つづく）
らかにせねばなるまい。
へ5頁からつづく
したのは朴自身であった。今、全
斗煥は金氏を「韓」国というオリ
から、米国というオリに移し変え
ることにより延命を図ろうとして
いる。しかしそれは成功せず、前
者と同じ運命をたどるであろう。
日帝による全政権へのテコ入れ
一南朝鮮人民の抑圧は、在日朝鮮
人民への攻撃と一体である。現在

日本政府は、入管法と外国人登録法を武器に在日朝鮮人に対する管理・抑圧を強化してきているのだ。我々は、在日朝鮮人民の鬪いを支持し、入管体制への闘いを進めなければならない。

金大中氏に「韓」国での自由な政治活動の保障を与えよ！ 民主化を求める全ての政治犯を釈放せよ！

(民主主義的中央集権主義者)、労働者反対派を生みだした。企業における単独責任制に反対して、広範な合議制を擁護し、党のソビエト・労働組合にたいする集権的指導を官僚制の復活として攻撃していた。企業における旧ブルジョア専門家の利用にたいしても、ブルジョア管理への後退であると断じた。

自利益を強調する労働者反対派は、眞の階級的利益を擁護しようとするものとの間についた。

は生産手段の所有者がプロレタリアートに属するという古典の規定を採用して、企業・生産の管理を直接生産者から民主的にえらばれな代表の手にゆずることを要求したプロレタリア独裁国家における所有は、プロレタリアートをその主体とするものではあっても、個別の企業、労働者集団のグループ的、排他的所有を本質として認めない。反対派の主張は明らかにマルクス主義のサンジカリズム的解釈でしかない。

的おしゃべりとは無縁に、レーニンは「労働者と農民の國家」において、官僚的にゆがめられていくことの警告とともに、労働組合の国家にたいする労働者の利益と立場を守る権利が与えられるべきだと主張した。それは、トロツキーの「労働者の軍隊化」論によるノルマ強制と命令ノの体系によって義務労働の組織化がもたらす官僚的な労働形態との闘争であった。

党と国家が革命のあと死滅に向かうという原則から左翼反対派の見解が正当性を主張したとしても、国家資本主義としてのロシアの現状という、国家と労働者階級の矛盾については、レーニンの見解のみが現実的たりえたのであつた。

農業生産の回復、その前提条件となつた
検討するかぎり、それはやむをえない「おりあい」の政策、譲歩の
政策である。だがそれは、レーニンが革命のプロレタリア的仕事の
三つの帰着、①帝国主義的な世界
戦争からの革命的脱出、②プロレタリアートの独裁の実現形態をつ
くりだす、③社会主義制度の経済的基礎の建設という展望を示しな
がらの退却であつたということである。「われわれは国家資本主義
まで退却した。……いまは商業の
国家的規制へと退却しつつある。
必要な退却を……やるならば……
その後わが勝利の前進運動はそれ
だけ強固……なものとなるであろ
う」。

このような条件のもとで、工業労働者の窮状は大幅な賃金低下となつてあらわれた。ネットへの移行とともに、農業生産は回復をしめたが、重工業がネット下の緊縮財政政策の影響を直接受け、それを反映して、労働者の賃金水準も重工業・基幹産業でもつとも低かった。

一方、失業の脅威は高まつていて、ネット前半期、工業の拡大によって失業者を吸収する政策の実現の余地はなかつた。

労働者階級の窮状は、再び反対派の論議を呼びおこした。「労働者の真理」派は、「ソビエト・党および労働組合の官僚と国家資本主義の役人たちは、労働者階級のそれとは隔絶した物質的条件の由で生活している」と批難し、「労働者集団」はネットの下での農民への譲歩をはげて攻撃し、ネットを「克服」するために急速な工業化を開始することを要求したのであった。

社会主義的な社会経済諸関係の土台を建設する条件としての工業化の促進、その前提条件となつた農業生産の回復。ネットの導入を

中曾根は、サミット前段の日米首脳会談で、「レーガン大統領が野球の投手なら私は捕手になりたい」とうそぶき、「レーガン大統領のもとに自由世界が結束しなければならないと語った。又、各國首脳の個別会談では、中曾根は率先して「ソ連脅威」を叫び、「西側の結束」を強調し、「米中距離ミサイルの歐州年内配備」の断行を訴えたのであった。この努力は、先に見た政治声明にぎりと反映されている。

中曾根は、五月三十日の日本人記者団との会見で、「世界政治に独自の立場で参画している日本」「世界戦略の基本については、西側陣営の一員としての役割を果たしていくる」と言明した。これが独占資本の意志の代弁であることは、「日本はようやく世界的レベルで責任分担をするということを明確にしたわけで、その意味で中

八一頁からつづく
の新聞ムルデカ（五月五日付）が
言うように、「ASEAN諸国に
日本軍国主義の基礎を作ろうとする
ものである」ことは明白ではない
か。そのことを裏づけるようにな
中曾根は、五月二三日の第十九回
自衛隊高級幹部会同で、ASEAN
N歴訪によって「日本の防衛努力が
が国際社会のなかで正しく評価され
れた」、「わが国としても、自由
主義諸国の有力な一員として日米
安全保障体制を堅持する一方、質
の高い防衛力を整備していく」と
訓辭しているのである。

五月十九日に発表された「経済運営五原則」には、転換期の指標として「米国の影響力低下、ソ連の軍事力急増、国際政治面の不安定性」が明記され、軍備増強のカケ声が強まっている。六月四日から始まつた米軍による沖縄上陸大演習「バリアント・ブリッツ」には、自衛隊三軍が参加し、米「韓」合同演習「チームスピリット」の段階に発展しつつある。「軍艦マーチ」は「ロンニーヤス同盟」の象徴に他ならない。日帝の軍事大国化と日米「韓」軍事同盟は、いよいよ強まつてゐる。日和見主義・社会排外主義と闘い、戦争の危機を利用し、資本主義的階級支配の排除を促進するよう努めるプロレタリアヨトの義務は、ますます重要となつてきているのだ。そして、そのことだけが被抑圧民族との団結をかちとり、世界のプロレタリアートとの共同歩調をかちとする途なのである。

曾根首相の果たした役割を評価したい」という永野日商会頭の言葉に明らかである。かくして日帝は、その帝国主義的政治の大好きな前進をかちとった。それが、（金融）資本輸出を増大し、後進地域、先進地域ともに経済的権益を膨張させている日本独占資本主義に照応するものであることは言うまでもない。世界帝国主義体制の維持が、日帝ブルジョアジーの利益の貫徹にとって、決定的なものになつてゐるといふことなのだ。